

## 新型コロナウイルス感染症患者（疑われる者を含む）の 外来診療を行う場合の院内トリージ実施料の算定について

### 概要

- ・受診の時間帯によらず、**院内トリージ実施料（300点）**を算定できる。
- ・新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む）に対してのみ院内トリージ実施料を算定する保険医療機関については、施設基準を満たしているものとみなすとともに、**施設基準の届出は不要**。

### 要件

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従い、**院内感染防止等に留意した対応を行う**。特に、「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所）」の内容を参考とする。

### 院内感染防止

**標準予防策**に加えて、**接触予防策と飛沫予防策**が必要である。

#### ○標準予防策

- ・呼吸症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用
- ・手指衛生を遵守

#### ○接触予防策・飛沫予防策

- ・个人防护具を着用する。  
ゴーグル（またはフェイスシールド）、サージカルマスク（呼吸器症状のある患者の診療ケアや、気道吸引や気管挿管などエアロゾルが発生しやすい場面、処置などによるマスク交換が困難な状況などにおいてはN95マスクの着用推奨）、手袋、長袖ガウン、帽子など
- ・患者移動は最小限とし、患者が病室外に出る場合はサージカルマスクを着用させる。
- ・診療室は個室が望ましい。陰圧室は必須ではない。
- ・インフルエンザ流行期の対応に準じて、外来で適切な場所を確保し、他の患者との距離を保つ。

### 留意点

- ・診療に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。
- ・治療のため現に通院している患者であって、新型コロナウイルス感染症を疑う症状で受診したものについて、必要な感染予防策を講じた上で、当該患者の診療を行ったときには、再診料等を算定した場合であっても、院内トリージ実施料を算定できる。
- ・診療報酬請求時はコメントを記入することが望ましい。（例 個室を使用し、院内感染防止対策を十分に行って実施した、など）

（参考資料）

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版（一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究）
- ・新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、国際感染症センター）
- ・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版（日本環境感染学会）

（2020.4.20 岐阜県医師会作成）